

令和2年度

日立市安全・安心・住まいる助成制度

この制度は、市民が安全で、安心な住まいづくりの実現のために、個人住宅の耐震・浸水・防犯それぞれの対策に係る改修を行う場合に、その経費の一部を助成するものです。

申請から助成金受領まで

1 事前相談



事前に相談をしてください。
相談窓口は、都市政策課内に
設置しています。

2 見積書の作成



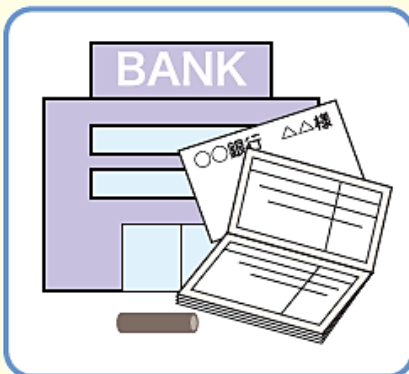
登録事業者の中から施工等
を行う事業者を選び見積書を作成
してもらってください。

3 申請



申請書を作成して、都市政策課ま
で提出してください。(申請書は、都
市政策課及び各支所にあります。)

6 助成金の支出



助成金の支出をします。指定
された口座に助成金を振り込み
ます。

5 完了検査



耐震改修工事や住宅のかさ上
げ工事など工事内容によっては、
完了検査を行います。

4 工事等の着工

- ①申請書の審査の結果、市から交
付決定通知書が届きます。
- ②工事等を行う事業者と契約を結
んでください。
- ③診断又は工事等を行ってくださ
い。
- ④工事等を行う事業者から診断結
果または工事結果を確認してく
ださい。
- ⑤工事等の代金を支払い領収書を
もらってください。
- ⑥実績報告書兼請求書を都市政策
課に提出してください。

申請方法

所定の申請書に記入の上、
直接か郵送で

提出先 問い合わせ先

日立市 都市政策課 住政策推進室
〒317-8601 日立市助川町1-1-1
TEL 22-3111(内線436) FAX 21-7750
IP電話 050-5528-5148

耐震対策

昭和53年の宮城県沖地震では甚大な被害が発生しました。この地震により、建築基準法が改正されましたが、改正(昭和56年5月31日)以前に建築確認を受けた木造住宅の約88%が耐震性不十分な木造住宅といわれています。この割合を当てはめると当市では、約21,000戸の木造住宅が該当することになります。

そこで、**昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅**を対象に、耐震診断、耐震改修等を行う場合、経費の一部助成を行います。

STEP 1

耐震診断

木造住宅耐震診断士による、耐震改修等の必要性の判定を目的とした耐震診断への助成です。

助成率 15/16

限度額 30,000円



STEP 2

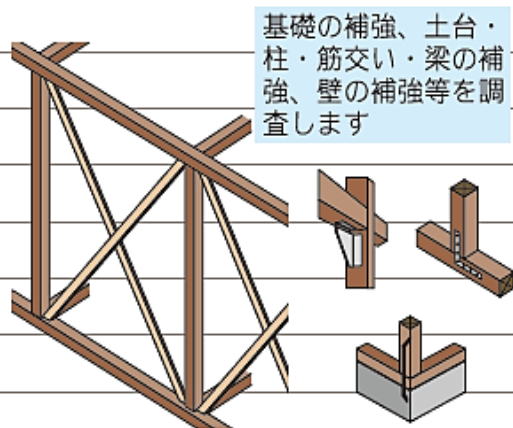
耐震改修計画

ステップ1より精密な診断を行い、耐震化のための改修計画づくりへの助成です。

ステップ1で耐震性が不十分と診断された住宅が対象です。

助成率 1/3

限度額 100,000円



基礎の補強、土台・柱・筋交い・梁の補強、壁の補強等を調査します

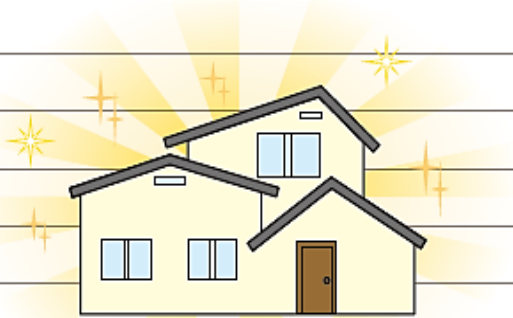
STEP 3

耐震改修

ステップ2の耐震改修計画に基づいた設計、耐震改修工事への助成です。耐震化への最終段階の助成です。

助成率 1/3

限度額 300,000円



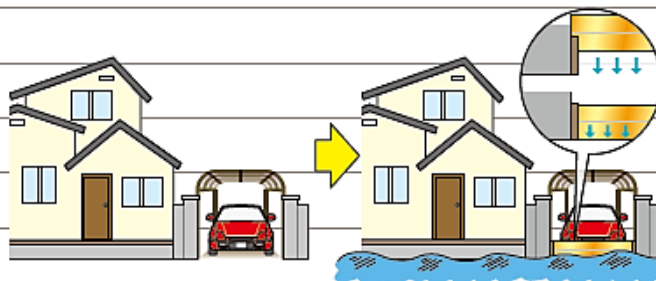
浸水対策

毎年、台風や低気圧の接近に伴い、浸水被害を受ける住宅が発生しています。そこで、大雨等による住宅の浸水被害を防止するため、浸水対策工事を行う方を対象に経費の一部を助成します。

防水板設置工事

住宅への浸水を防ぐため、門扉や住宅等に防水板を設置する工事です。

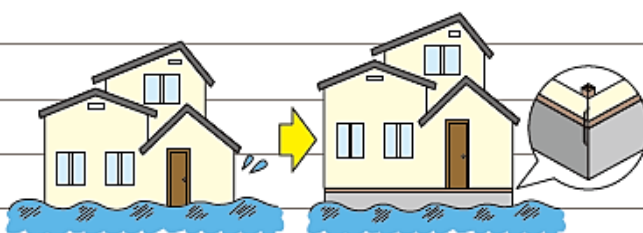
助成率 3 / 4 限度額 300,000円



住宅かさ上げ工事

過去に床上浸水を受けた住宅が、住宅のかさ上げ改修を行う工事です。

助成率 3 / 4 限度額 3,000,000円



防犯対策

毎年、空き巣や忍込みなどの住宅侵入犯罪が発生しており、多くの方が被害に遭われています。

そこで、住宅侵入犯罪による被害などを未然に防止するため、防犯性の高い住宅の設備に係る防犯対策工事を行う方を対象に経費の一部を助成します。

軽微な取付工事

- ◎ド ア…錠の取付けなど
- ◎窓 …補助錠の取付け、防犯フィルムの取付けなど
- ◎その他…防犯ライトの取付け、防犯アラームの取付けなど防犯性を高めるための工事

助成率 1 / 3 限度額 10,000円

軽微な取付工事及び防犯改修工事のドア及び窓の取付部品はCPマーク認定製品を使用していること

防犯改修工事

- ◎ド ア…玄関ドアなどの取替え
- ◎窓 …窓(防犯ガラス)などの取替え
- ◎その他…防犯カメラの取付けなど防犯性を高めるための工事

助成率 1 / 3 限度額 50,000円

